

「分野横断権利情報集約化促進事業」委託要項

令和5年2月10日

令和6年2月 8日

令和7年5月22日改正

文化庁次長決定

1. 趣 旨

著作物の利用の円滑化と権利者への適切な対価還元機会の増加を図る簡素で一元的な権利処理方策の実現に資する「分野横断権利情報検索システム」及び「個人クリエイター等権利情報登録システム」（以下「権利情報検索システム等」という。）の構築など、権利情報の集約化とその活用のための環境整備に向け、各種課題に関する調査研究並びに実証事業を実施する。

2. 委託業務の内容

本事業の実施に係る業務の内容は、次の（１）から（５）とする。

- （１）「権利情報検索システム等」の在り方に関する検討会議の開催、各種調査その他（２）から（５）を含めた事業全体の管理に係る支援
- （２）「権利情報検索システム等」の構築に向けた技術的な仕様（権利者情報の統一やフォーマットの標準化、ID やコードに関するルール、検索項目、システム／データ連携等）を含む調査研究並びに実証研究
- （３）著作権者不明等の場合における著作物の利用に係る裁定制度や著作権等の登録制度に係る権利情報及び各著作権等管理事業者等を通さずに登録される権利情報の集約に関する調査研究及び実証研究
- （４）著作権者不明等の場合の裁定制度及び未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度に関する指定補償金管理機関、登録確認機関、文化庁及び申請者の共通情報基盤である業務システムや各種手続等に関する調査研究
- （５）上記裁定制度の円滑な運用に資するものとされる著作物等の使用料相当額算出を容易にするためのシステムに係る調査研究及び実証研究

3. 業務の委託先

委託先は、下記①から④までの要件をすべて満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- ①定款・寄付行為又はこれらに類する規約を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④団体組織の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（システム設計・開発費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに従反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から１０日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記８の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 業務の実施に伴い発生した知的財産権は、文化庁に帰属するものとする。ただし、当該知的財産権のうち、団体等に知的財産権を帰属させることにより業務の成果が事業活動において効率的に活用されると認められるものについては、産業技術力強化法第１９条及び委託契約に基づき、文化庁は譲り受けないことができる。
- (2) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。